

平成29年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会 議事録

会議の名称	平成29年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	平成29年5月30日(火) 午前10時から正午まで
開催場所	門真市役所 本館2階 第6会議室(門真市中町1番1号)
出席者	<p>【委員】 【出席人数 6人/全7人中】</p> <p>委員長 浦邊 真郎 副委員長 宮田 秀明 委員 安田 浩章 委員 河合 敏和 委員 大兼 伸央 委員 重光 千代美</p> <p>(欠席)委員 花嶋 温子</p> <p>【事務局】</p> <p>環境政策課長 橋川 環境政策課主査 樋口 環境政策課 濱口</p> <p>【業務担当者】</p> <p>クリーンセンター業務課長 西口 クリーンセンター業務課主査 船越</p>
議題 (内容)	<p>①委員会の公開又は非公開について</p> <p>②要求水準書について</p> <p>③入札実施方針(案)・共同企業体取扱要領(案)について</p> <p>④実施要領(案)について</p> <p>⑤評価基準(案)について</p> <p>⑥その他</p>
傍聴定員	—(非公開のため)
担当部署 (事務局)	<p>(担当課名) 市民生活部 環境政策課</p> <p>(電話) 06-6909-4129(直通)</p>

樋口(事務局)	<p>定刻となりましたので、只今より平成29年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、環境政策課の樋口でございます。宜しくお願いいたします。</p> <p>本委員会は、廃棄物処理業務委託事業者の選定にあたり、適正な業務執行体制の確保と、地域社会への貢献を通じて、住民サービスの向上を図るため、総合評価一般競争入札による選定を行うことを目的に設置されたものです。</p> <p>本委員会は、今年度は全2回の開催を予定しており、本日の第1回におきまして、要求水準書、共同企業体取扱要領、実施要領及び評価基準についてご審議いただいた上、第2回で事業者選定を行っていただく予定です。</p> <p>はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>次第に記載しておりますとおり、資料1～資料9までの資料がございますが、全てお揃いでしょうか。</p> <p>不備がございましたら事務局までお知らせください。</p> <p>それでは、本日の出席者を【資料1】総合評価委員名簿の記載順にご紹介させていただきます。宜しくお願いいたします。</p> <p>委員長、大阪工業大学客員教授工学博士 浦邊 真郎(うらべ しんろう)様です。</p> <p>副委員長、摂南大学名誉教授農学博士 宮田 秀明(みやた ひであき)様です。</p> <p>委員の花嶋 温子(はなしま あつこ)様におきましては、本日、ご欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>委員、さくら法律事務所 安田 浩章(やすだ ひろあき)様です。</p> <p>委員、門真市企画財政部長 河合 敏和(かわい としかず)です。</p> <p>委員、門真市総務部長 大兼 伸央(おおかね のぶお)です。</p> <p>最後になりますが、門真市市民生活部長 重光 千代美(しげみつ ちよみ)です。</p>
---------	--

	<p>続きまして、事務局をご紹介します。</p> <p>門真市環境政策課長の 橋川(はしかわ)です。</p> <p>門真市環境政策課の 樋口(ひぐち)と濱口(はまぐち)です。</p> <p>最後に、本委託業務の担当者をご紹介します。</p> <p>門真市クリーンセンター業務課長の 西口(にしぐち)です。</p> <p>門真市クリーンセンター業務課の 船越(ふなこし)です。</p> <p>本日1日、宜しく願いいたします。</p> <p>開会に当たりまして、浦邊委員長より、ひとこと頂戴したいと思います。</p>
委員長	<p>委員長の浦邊でございます。</p> <p>今回、収集委託業務(10)(11)ということで、過去、この業務に関しましては、色々と勉強してきました。われわれ委員会の方も経験を積んでおりますので、その経験をふまえて、また新たに考え方も変えて、今日、ご検討いただきたいと思います。真夏日を迎えようという暑い中ですが、最後までよろしくご検討お願いしたいと思います。</p> <p>それでは、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。</p>
樋口(事務局)	<p>ありがとうございます。それでは、以後の議事進行を委員長にお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、会議次第に沿って進めてまいります。</p> <p>はじめに、案件1の「会議の公開・非公開」についてです。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
樋口(事務局)	<p>はい。【資料3】審議会等の会議の公開に関する指針をご覧ください。</p> <p>指針第4条に「会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。」と規定しておりまして、会議は透明性・公平性を確保するため、原則公開するものとされておりますが、事務事業の公正かつ適</p>

<p>委員長</p>	<p>正な執行を妨げられると認められる場合は、非公開とすることができます。</p> <p>なお、非公開と決定された場合におきましても、指針第8条第2項第1号の規定より、会議終了後2週間を目途に議事の要旨を作成、公表し、すべての審議事項が終了後、会議録は公開しなければなりません。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>【資料3】に沿って要旨だけを説明いただきました。これも今までと、ほとんど変わっておりませんので、このままお認めいただけますでしょうか。ご質問はありませんか？</p>
<p>委員長</p>	<p>案件1は、終了させていただきます。</p> <p>続いて、案件2の「要求水準書」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>樋口(事務局)</p>	<p>はい。案件2につきましては、委託業務の担当者より説明をいたします。</p>
<p>船越(担当課)</p>	<p>要求水準書をご説明させていただきます前に、一般ごみ等収集業務委託(10)及び(11)は、ほぼ同様の内容になります。</p> <p>異なるのは、(10)は、委託車両3台(11)は委託車両2台です。</p> <p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>第1条(目的)一般廃棄物を適正に処理するため、門真市一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系の一般廃棄物等を収集・運搬することも目的とする。</p> <p>第2条(適用範囲)本要求水準書は、発注者が受注者に委託する業務に適用する。受注者は、業務履行に際し、本要求水準書並びに関係する法令を遵守しなければならない。</p>

1、委託名 一般ごみ等収集業務委託(10)及び(11)

2、業務場所 門真市内の発注者の指定する区域

3、委託期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間です。

第3条(現場代理人等)では、安全管理責任者を定め、別紙様式により届け出るものとなっています。

第4条(業務の概要)は、

(1) 業務日

(2) 業務時間について及び、収集漏れや積み残し等があったときは、責任を持って対処する。など記載しています。

第5条では、(収集計画)として、祝日を含む毎週月曜日から金曜日に、市が指定する家庭ごみを収集する等記載しています。

第6条では、(収集の研修等)といたしまして、業務の開始日から直ちに適正な業務を遂行できるように研修等を受けなければならない。また、収集コース図に基づき、収集コースを熟知しておかなければならない。その費用は受注者の負担とする。等を記載しています。

第7条(契約・支払等)では、委託料の支払は、毎月払いとする。としています。

第8条では、業務内容等を記載しています。

第9条では、事務所・収集駐車場として、事務所及び収集駐車場は、センターを中心とする半径5キロ以内に事務所及び稼動車輛の駐車場(洗車場)を確保しなければならない。と記載しています。

第10条には、提出書類等を記載しています。

第11条では、稼動車輛等について、自賠責保険や任意保険の加入など日常の整備や清掃等について記載しています。

第12条では、収集日の変更等といたしまして、年末年始等の繁忙期・自然災害時の措置等について、記載しています。

第13条、収集コース等について記載しています。

	<p>第14条では、収集方法等で、排出された収集対象物を確実に収集し、その周辺の清潔保持に努める。等を記載しています。</p> <p>第15条の計量では、収集したごみをセンター又は、指定する搬入場所内のトラックスケールで計量する。等を記載しています。</p> <p>第16条では、月間完了検査としまして、収集業務日報による検査。月間委託完了による検査等を行なうことを記載しています。</p> <p>第17条では、受注者の責務といたしまして、業務遂行に当り関係法令等を遵守し業務を履行する。等を記載しています。</p> <p>第18条は、安全衛生管理といたしまして、関連法令を遵守し、委託業務の安全衛生管理に努める旨等を記載しています。</p> <p>第19条では、その他といたしまして、本業務委託を第三者に再委託してはならない。ことを記載しています。</p> <p>第20条、最後に、疑義には、要求水準書に疑義を生じた場合には、協議のうえ解決する。等を記載しています。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。現在の「要求水準書」の件で、後ろにも(11)の方はついていますが、内容というのは全く変わらない。</p>
船越(担当課)	<p>はい、一緒です。</p>
委員長	<p>何かご質問等ございますでしょうか。</p>
委員③	<p>細かいところなんですけど。昨年の分見ていたんですけども。昨年の(9)では、第5条のところなんですけども、収集計画というところがあって、平成30年度は、月曜日～金曜日まで市が指定する家庭ごみを収集するとなっていて、昨年やった(9)だと、月・火・木・金を普通ごみ、第1～第4週にペットボトルごみを収集するというのは、(9)ではなっているんですけど、これは、収集の内容が全然違うから、記載のやり方が違っているという理解でいいのですか。</p>

西口(担当課)	<p>(9)につきましては、以前・過去からの継続ということで、同様の、ごみとして出していただいたんですけども、今回の(10)(11)(12)では、収集物が変わる可能性があるということで、今回は収集物として指定せずに、市が指定する家庭ごみということで書かせていただきました。</p>
委員③	<p>抽象的に書かれたというだけの、特にそれだけの意味という理解でいいですか。わかりました。</p>
委員長	<p>車両の任意保険とかは、毎年提出して、チェックはされているのですか？</p>
西口(担当課)	<p>はい。</p>
委員長	<p>今まで、苦情とかがあって、こうした方がいいとかは、特にないですか？</p>
西口(担当課)	<p>特に問題はないです。後に出てくるんですけど、繁忙期などに、新たに車両を追加する、数ヶ月の間追加するということでは、新たには期限としていますが、それ以外は特にございません。</p>
委員長	<p>保険の内容とかいうのは、対物、対人とか色々ありますが、規定はなくて、業者に任せているのですか？</p>
西口(担当課)	<p>はい、そこまで規定はしておりません。</p>
委員長	<p>一般的に何かあった時の、最終補償というのは、委託業者がすべてする？市は一切そこには関与しない？</p>
西口(担当課)	<p>はい、そうです。</p>

委員⑤	<p>第5条(収集計画)の第2項で、平成30年度は、月曜日から金曜日に市が指定する家庭ごみを収集する。次、なお書きがあるんですけど。この、なお書にしているところの意図が、理解できないので、示していただいて、事務局としてお答えいただけたらと思います。</p>
西口(担当課)	<p>「なお」で書かしていただいていることにつきましては、今、現在やっている、年間収集物・収集コースに、もし業者の方からの意見等が出た時に、収集物・収集コースの内容等を変更する場合に5年間通してやるのではなくて、1年毎に、それこそ話し合っていていくという意味合いが強いです。ほぼ、問題がなければ、通年どおりやっていただくというかたちをとらさせていただきます。</p>
委員⑤	<p>30年度は、市が指定するごみを収集する。31年度以降は、市が指定するのではなくて、協議してやると。そういう意味合いを持たれたということですか。</p>
西口(担当課)	<p>はい。</p>
委員長	<p>全体的に、前の時に比べて内容的に大きく変わっているというところは、特別にはないですか？</p>
西口(担当課)	<p>特にございません。</p>
委員長	<p>その他、質問はありますか？</p>
委員③	<p>収集車自体の性能、例えば自動ブレーキとか、今回は書かれていませんが、今後入れるご予定とかはありますか？</p>
西口(担当課)	<p>特に、今時点では車両をこれに統一するということは、ある程度の条件は示しているが、それ以外に特別な装置を付けるかという物は考えて</p>

委員③	<p>おりません。</p> <p>バスとかだと運転手が途中で意識を失ったとしても、ちゃんと止まるようにとか、そういうことをやっている自治体とかも多いのかなと思いますけど、ごみの収集車がそこまで危険性が高いかどうか分からないですけど、そういうのも考えてもいいのかなと、ふと思ったりしたものですから。</p>
委員長	<p>5～6ページのところです、今のところが関連するのですが、車両のことにしまして、従来ヒアリングをした時に、一つは、消火器のことは当然あるとしまして、垂れ下がって、中を燃えないようにする車両・装置を付けていると言われる所も多くて、より安全性ということから、瞬間的に燃えないようにという、そういうような物が、中にあってもいいのかなと思うんですけどもね。</p> <p>従来、ヒアリングした時に、そんなのも付けます、当然私としてはというところの提案も相手方からもあったものですから。消火器はあれですけども…。そこらへんはどうなんですかね…なかなかここに入れるのは難しいのでしょうか？</p>
西口(担当課)	<p>委員長がおっしゃられたように、確かに、車両火災が発生した場合に、自動的に中の搬出物を消火する機能を備えた車はあるんですけども、まだ現時点では、それを条件に入れるのは難しいかなと。</p>
委員長	<p>今現在、走っている車には、そういう設備は？ヒアリングの時に、付けているというような事が多く言われたような気がしたんですけども</p>
西口(担当課)	<p>以前、提案では確かに、車両火災に関しては提案をいただいたこともありましたけども。まだ答えには。でも、車両すべてに搭載するというのは難しいかなと。</p>

橋川(事務局)	<p>実際、提案いただきましたところは、付けておまして、ガス検知器の話とか、実地で見せていただきまして、役に立っているかどうか、まだ爆発や火災が起こっていないですけど。ただ直営収集車の方には、まだ付けておりません。</p> <p>実際に、提案いただいたところには、付けていただいております。出入口のところでガスを検知したり、中に窒素ガスを噴出する操作を見せていただきました。</p> <p>提案と実車では、今1台、提案として入っております。</p> <p>ただ、直営も含めまして、強制といいますか、条件には入れておりません。</p>
委員⑤	<p>先ほど聞きました、第5条のことなんですけど。委託期間が30年～35年になってましてですね。なおかつ、委託期間が5年にあるにも関わらず、第2項で、30年度については、市が指定するごみを収集すると書いていまして、31年度については別途協議するというのが、当然、30年度と書けば、31年度については別途協議するっていうのはこれまでのやり方でいいというのは分かるんですけども、それであれば、なお書きではないのではないかなど。必然的に、この条文がなければ、30年度のことしか触れていませんから、31年度のことについては、必要事項になるという考えなんですけども。それであれば、なお書きでは、文の構造上おかしいように感じるのですが。</p>
委員長	<p>業務自体は変わらないのですかね？業務量というか、収集作業が増えるとか。</p>
西口(担当課)	<p>収集作業自体は変わらない。ただ、収集コースや、収集物が変わるだけであり、その可能はないとは言えませんが。</p>
委員長	<p>かもしれない。</p>

西口(担当課)	はい。
委員長	具体的に、どうしたらいいでしょう。
橋川(事務局)	<p>ご指摘いただきました、第2項の第一段階は30年度。となると、31・32・33・34についての定義というかたちで「なお」をとらしていただく表現になりますので、のちほど文章を調整させていただきます。これは、30年度、1年でやっていただくと、やはり委託業者の間とか、もしくは、距離が長いとか色んなご意見をいただいたり、又は役所側の都合で変える場合もございます。</p> <p>委員⑤からご指摘がありましたように、大事なのは30年度。すると、31年度以降についての定義がいりますので「なお」で何かあればという。のちほど、文章の表現について調整をさせていただきたいと思いますが、30年度は、うちが指定、31年度以降は業者と協議ということで定めさせていただこうと考えております。</p>
委員⑤	<p>これ、私申し上げているのは、基本的に市が指定するのかどうかという考え方でして、5年間丸ごと市が指定というのが基本で、なおかつやっているうちに業者さんから色んな意見を聞いて協議するんでしたら、表現は、平成30年度は、というのは要らないと思うんです。祝日を含む市が指定する日に収集すると。で、なお31年度について、何かあった時は、と言うんでしたら、なお書きになると思うんですけども。</p> <p>それなのか、30年度はとりあえず市が指定するところをやってくれと、31年度については協議しましょうということなのかという考え方が違いますんで、なお書きにするかしないかと言うのは単なる文章上の考え方が、5年間基本は市が指定するんですよということなのか、1年目は市が指定するけど、2年目以降は協議しましょうということであれば、全く異なってきますから、基本市が指定するんでしたら、第2項の平成30年度はというのは要らなくて、委託期間はとかですね、特に30年度というのをとってしまえば、5年間は市が指定します。なお、何か意</p>

	見があったらそこは協議してやっていきますよと。
委員①	<p>その前の文章がありますね。発注者の作成する年間収集計画に従い、発注者が指定する区域の家庭系一般ごみ等を取集・運搬すると。</p> <p>発注者が指定をするということになってきますので、業者の方が何かあれば相談の上という。そうすると、収集運搬に関しては、市が作成して、それをさせていただくということになるので。</p>
委員⑤	<p>それですと、平成30年度はとか、31年度以降という年度をとってしまえば、第1項と第2項の意味合いが、意味合い通りの文章になるという考えなんですけども。</p>
委員①	<p>30年度は、最初に新しい業者が来たときに、そのとおりにやっていただいて、往々にして、こうした方がいいという意見が出てくることが多いという事だったんですかね？この文章自体は。</p> <p>特に市が指定して、そのとおりで、よっぽど何かあった時にまた協議するということになるのか、ほとんど、そのとおりでいけば、ちょっと表現が…。何かがあった時とかいうことになるのか、それとも、次の年からは協議するとなると、前の文章とは離れてくるような気がするんですけどね。</p>
橋川(事務局)	<p>年度をとという表現を、まず市が指定すると。何かあればという表現に変えさせていただきます。</p>
委員①	<p>平成30年度は、祝日を含む毎週月曜日から金曜日に市が指定する家庭ごみを収集する。ここは良いわけですね。</p>
委員⑤	<p>なお必要に応じてとか、必要に応じて協議することができるとか。するでしたら必ず協議しないとイケないので。</p>

委員①	何か不都合が生じた時だけ、協議するということで。
委員⑤	私が申し上げたところが、事務局の意向と合致しているので…。
委員長	まごころ収集とかがあって、お年寄りの所には稼働でやるんじゃなくて、家まで行くとか、例えば(10)(11)では、個数が違ったりとかあるんですか？
西口(事務局)	まごころ収集の物につきましては、あくまでも今、委託しているのが定曜日収集のごみなんですけども、今、おっしゃられている「まごころ収集」一定の物についてはやっているんですけども、今年度から市の直営の方で。特に家の方に個別に収集ということになりますので、あくまでも家の前まで、ごみを収集というかたちになりますので、それを委託するというのはちょっと難しいかなと。
委員長	なるほど。ごみの定曜日収集という内容は、委託の場合はあんまり変わらない可能性が多いということ？
西口(事務局)	はい。もともと市で決められたごみステーションに取りに行っていたとことなので。
委員⑤	委員長がおっしゃられているのは、別事業でやっておられます。
委員長	入札、応募していただく時も、条件は市が指定して、それが若干変わる可能性もあると。定曜日収集という分で言ったら変わらない。 内容がちょっと変わるかもしれないと。分かりました。 その他、何かご注意いただくことはありますか？
委員④	要求水準書の、資料4丸ごと意見言ってもいいですか？

委員長	はい。
委員④	「災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」と書いてあるんですけども、別紙4。これも、認識してもらった上で、「要求水準書」の中の一項目として入っていますということですか？
西口(事務局)	はい。
委員④	<p>それでいくと、想定しているのが、おそらく、地震・水害とかを想定したらいいと思うんですけども。これで方向性はいいと思うんです。ちょっと意見を聞きたいだけなんですけども。協力要請、定義、とずっと書いてあるんですけども、一つ気になったのが、「定義の第3条」定義はこれでいいと思うんですけども。「家庭系一般廃棄物」というのは、まず、事業者がこの文言で当然分かっているんだろうなと。家庭系と事業系というこの二つのカテゴリーがあって、これをずっとのぞいていくと、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿を除くもの。これは、このとおりやと。その時に、家庭系がこの区分けがどうかというのと、次、災害により倒壊及び、消失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除く。これもよくわかる。地震を想定したり、地震による火災を想定した時には、その倒壊した建物なんかは、違いますよ、別ですよということはこれで分かる。今、何を確認しようとしているかという。例えば、水害や地震が起きた場合に、家の中にある箆笥や、水害だと畳だとか、出しはる場合があると思うんですけども、その時に事業者が、ここに書いてあるのを見たら、家庭系一般廃棄物で、建物潰れたやつだと。想定されるのは、いつも出てくるペットボトルや普通のごみだとか、避難所から出るごみや、弁当ガラとかいうのは集めるけど、畳や箆笥までは、ようしやんでって言われなかな？と。 付け加えていいのであれば、付け加えることによって、これは災害の時は仕方ないですよ…と。我々、現業職もみんな水害の時なんかを思いだすと、色んな物が出てきたというのがあるので、そこも想定する</p>

	<p>のであれば、もう少し仕分けしておいて、幅を広げていた方がいいのかなと思います。その方が、何かあった時の為に言えるのかなという事なんですけども。向こうが「家庭系一般廃棄物」で理解してくれているのであればこのままでもいいかなと思いますけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>熊本の方では、膨大なごみが出てくるわけです。それは、特別枠で予算を組んでですね、もちろんみんな無料で処理するようなことで、パッカー車程度ではなかなか乗せていけないという事で、トラックとか、道路を直してからというようなことになってくるので、少し入るとですね、入札価格では、なかなか難しいかなと。30年以内に、大きな地震がくるともいわれているので、その事を考えると、少しここに書いているように限定している方がいいのかなというような気はしますけども。</p>
<p>委員④</p>	<p>市が想定しているのがどこまでみているのか、私のイメージでは、普通、今、現業職が一般に取りに行っているもの、ここを理解してくれているかなと。いつも回っているごみしか取らへんよって言うんやったら、災害の時には、一般の家庭ごみよりも、箆箆とかが出てくる可能性がある。箆箆だけ避けとかれても、別便で取にいなあかん。でも、倒壊した物の中にそれも市として含めてやるんだという腹積があるんだったら、それはそれで別便で行けばいいんですけど、通常やっているやつ、「一般廃棄物」と「家庭系」というところのカテゴリーが、はっきり理解されているのであれば、価格に跳ね上がってくるという部分のリスクも含めれば、これはこれでいいかなとは思いますが、それは、事務局がどう思っているかなということで、入れるのであれば、この機会に入れておくべきかなというのが私の意見ですけども。金銭的にいうて、別途協議するという考えが、事務局が持つてあるのであれば、これでいいかなとは思いますが。いや、市の普通の想定している、いつもやっているだけじゃない場面がそこに想定されるんで、そこまで思っているんやったら、この「家庭系一般廃棄物」という概念を向こうがはっきり分かっていたらいいんですけどという懸念があったものですから。</p>

橋川(事務局)	<p>この件に関しましては、のちほど、参加要件でご説明いたしますが、今回募集しようと思っております相手方は、すでに、門真市で経験を積んだところと思っております。また、この協定書につきましては、すでに委託事業者と交わしているものでございます。まず、その事業者と「家庭系一般廃棄物」災害時のときに、という認識が共通できているかを確認とりまして、確かにこれだと、つもりしていないと言われる可能性もございますので、実際協定書に基づいて行動するときに支障になりますけれども、調整させていただきまして、別途協議という事になりますけれども、「家庭系一般廃棄物」災害時この協定で、どんなものを運ぼうと想定しているかを、すでに契約しているところと確認とりまして、この表現で足りるか足りないか。足りなければ、足さしていただくということで対応させていただこうと思います。</p>
委員長	<p>分かりました。要求水準書で、今まで修正点等が若干ありました。</p> <p>第5条のところの表現と、先ほどやった「家庭系一般廃棄物」別紙4の第3条。このあたりについては、現物をもう一度整理されて、ご検討いただいて、修正につきましては、委員長と事務局とお任せいただいて、これで提出したいと思います。</p> <p>その他に、何か修正というか、注意したいことがあれば、よろしいですか？</p>
委員長	<p>続いて、案件3の「入札実施方針(案)・共同企業体取扱要領(案)」について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
樋口(事務局)	<p>はい。まず【資料5】総合評価一般競争入札実施方針(案)をご覧ください。</p> <p>前回までは、参加資格を市内企業の育成に重きを置いた内容にしてまいりましたが、過去9回契約者を決定してきた結果、共同企業体の構成企業を含む12者が経験を積み、育成が図れたことから、参加条件を「過去5年間に本市の一般ごみ等収集業務委託の受託実績を有する者」へと変更</p>

	<p>してはどうかと考えています。</p> <p>但し、当該条件を満たす12者の内、1者につきましては、「上限2契約まで」の方針により、今回は対象外となりますので11者が対象となります。また、同様に(10)の優先交渉者となった結果、2契約となった者につきましても、(11)の優先交渉者になることができないように実施要領の参加資格を調整しようと考えております。</p> <p>併せて【資料6】共同企業体取扱要領(案)をご覧ください。共同企業体につきましても同様に「過去5年間に本市の一般ごみ等収集業務委託の受託実績を有する者」を構成要件にしてはどうかと考えています。</p> <p>このことにより、共同企業体を構成することができる企業は受託実績を有する11者と、一般廃棄物収集運搬許可業者の7者の合計18者となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。前回までと比べて、今回は一つ実績があるということで、「入札実施方針・共同企業体取扱要領」の説明について、質問やご意見ございますでしょうか。</p>
委員④	<p>【変更案】のところの、文言のところだけ教えて欲しんですけども、「※但し、(株)住栄工業については、「上限2契約まで」の方針により、今回は対象外となります。」そこが書いている意味がよく分からないのですが、で、この下の【参考】共同企業体の構成パターンのところに、「11者(株)住栄興業を除く)」と書いてあるんですけども、ここの意味がどういうことなのかなど。</p>
橋川(事務局)	<p>今回の参加資格のところですね、資料7の参加資格のところの説明させていただきます。今までも同時に一個の企業の独占を防ぐためということで、例えば、既に2契約ですね。2台・2台の4台もっているものは、参加できませんよというようなルールでずっと進めてきておまして、今回も参加資格の中に、今度の4月の時点で2契約。合計4台</p>

	<p>か5台になるんですけども、それについて、もう既に2契約終わっているものについては、今回、参加できませんよということで、1社の独占を防ぐという意味でさしていただいております、(株)住栄工業につきましては、平成30年の4月1日を迎えますとも、すでに2契約継続中(8)(9)でございますので、既存の経験を積んだ事業者ではあるんですけども、この2契約というルールでいきますと、今回は参加できないという事でございます。という意味でも、経験したのは、12社ですけども、11社になるということです。</p>
委員長	<p>住栄さんというのは、(8)(9)で2契約。</p>
橋川(事務局)	<p>30年4月1日現在で2契約もっていることになっていきますので、参加できない。</p>
委員③	<p>2契約未満っていうのは、今回からということですか？前々から？</p>
橋川(事務局)	<p>ずっと過去からで、1社の独占を防ぐという意味です。</p>
委員③	<p>でも、住栄さんは2契約になってしまったのですね。</p>
橋川(事務局)	<p>はい。</p>
委員④	<p>私は、理解させていただきました。</p>
委員長	<p>ここにある、辰巳さんというのは、上で2契約しているけど、(7)の27年度の時は、21年のがもう無くなっているから、2つ目で取れたという事ですね。</p>
橋川(事務局)	<p>はい。ですので、例えば辰巳環境の(7)ですけども、今度は、1個とれるだけです。</p>

委員長	1個とれるだけということですね。そういうことですね。
橋川(事務局)	はい。
委員長	続いて、案件4の「実施要領」について、事務局より説明をお願いします。
樋口(事務局)	<p>はい。【資料7】実施要領(案)をご覧ください。</p> <p>基本的には、前回から大きく変更をしておりませんので、重要となる部分を中心に説明してまいります。</p> <p>まず1ページをご覧ください。今回は「3スケジュール」に記載のように、8月上旬に入札とヒアリングを行い、9月上旬には結果通知を予定しております。</p> <p>次に3ページをご覧ください。今回の総合評価の配点は、「6総合評価の方法」に記載のとおり、考えています。評価の基準につきましては、後程ご説明させていただきます。</p> <p>委員の皆様には「7選定方法」に記載の手順で、審査と評価をしていただき、入札結果と併せて、優先交渉権者を決定させていただきます。</p> <p>なお、前回まで行っておりました「プレゼンテーション評価」を「ヒアリング評価」といたしまして、業者から事前にテーマに沿った提案書を提出させる方法から、ヒアリング会場で直接質問を行う方法に改めたいと考えています。</p> <p>ヒアリング内容につきましては、後程、ご説明いたします。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の実施要領について、何かご質問等は？</p> <p>特に、我々委員会はヒアリングの関係があるので、【資料8】評価基準ですかね、こういう風なかたちでヒアリングをしてという説明をしていただけますかね。</p>

樋口(事務局)	<p>はい。わかりました。【資料8】総合評価基準(10)(11)(案)をご覧ください。</p> <p>ここでは、変更した部分を中心にご説明してまいります。</p> <p>上段「①企業(共同企業体の場合は代表企業)の総合力、社会的価値評価及び現場代理人の実務経験」の欄をご覧ください。</p> <p>前回までは「提出企業の総合力、社会的価値評価」の欄に「障がい者の雇用率」の項目を掲げ、評価の対象としておりましたが、従業員1,000人の業者と従業員10人の企業では、同じ1人を雇用する場合でも100倍の差が生じることから、公平性に欠ける項目と判断し、削除いたしました。その他の項目につきましては前回と同様です。</p> <p>次に中段、「②ヒアリング内容」の欄をご覧ください。</p> <p>今回は・作業体制確立への取組・業務改善の取組・リスク管理への取組・地域経済貢献への取組・安全衛生に関する取組・従業員育成への取組、の6項目を、事前に提案書を提出させた上で書面により評価していただきましたが、これを、業務改善の取組・リスク管理・安全衛生に関する取組・本市の環境課題解決に向けた取組、の3項目に集約し、業者に面談方式でのヒアリングにより評価する方法に改めたいと考えています。実際のヒアリング会場で質問していただく内容につきましては、事務局で複数案ご用意させていただきます。</p> <p>なお、配点に関しましては、①の書類審査点で30点、ヒアリング評価点で120点、価格点で70点と前回と同様としております。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。いわゆるプレゼンテーションではなくて、今回、ヒアリングということで、より我々の方、分かりやすくなるかと思うんですが、その【資料8】で「評価基準」があるんですが、(12)というのが、出てきたとして、(10)(11)(12)の評価、A者がヒアリング。</p>
橋川(事務局)	<p>(10)だけを、(11)だけを、全部応募と、それぞれ一回のヒアリングで、点数とします。共通のヒアリングとさせていただきます。</p>

委員長	共通でいいんですね。
橋川(事務局)	はい。
委員⑤	【資料8】の説明で「障がい者雇用率」今回、削除した理由について、もう一度ご説明ください。
樋口(事務局)	小さい会社ですと、1人の障がい者雇用で数値が大きく上下する等の理由からです。
委員⑤	雇用率を評価の対象とはしなくても、「従業員数の中に含む・含まない。」の項目があってはいいのではないかと？
橋川(事務局)	障がい者雇用については、入れさせていただきます。
委員③	確認したいのですが、ヒアリングについては、集団ではなく、一社ずつする。聞く内容については、事務局で用意する。という事よろしいか。
橋川(事務局)	はい。同じ項目を質問させていただきます。
委員①	時間制限はかけていかないとダメではないかと？
橋川(事務局)	質問は、全者が全ての項目を応えられるようにしたいと思います。
委員①	こちらの聞いている意図が違ってくると、むずかしいので具体的な案がでるような質問をつくるのがいいのではないかと？
橋川(事務局)	案を作り、委員にごご確認いただく形をとらせていただきます。

委員④	<p>その場で聞くのは難しいのではないかな？</p> <p>事前に用意し、これを聞きますという方がいいのではないかな。</p>
橋川(事務局)	<p>これを聞きますと、用意します。</p>
委員⑤	<p>それと、やはり総合評価の性質上、ヒアリングよりも具体的な提案が出るのが期待できるプレゼンテーションの方が良いと思うのですが。</p>
橋川(事務局)	<p>プレゼンテーションという名前にさせていただきます。</p>
委員長	<p>それでは、委員から出た修正点等は、事務局で取りまとめてください。最後に、案件6の「その他」について、事務局より説明をお願いします。</p>
樋口(事務局)	<p>本日は、さまざまなご意見・ご指摘を頂戴し、ありがとうございます。本日、明らかになりました修正点につきましては、事務局で文言修正等行わせていただきますが、日程的な問題もありますので、最終確認と最終決定につきましては、委員長に一任としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
樋口(事務局)	<p>ありがとうございます。</p> <p>さて、最後になりますが、委員の皆さまには、もう1点、お図りしたいことがございます。</p> <p>本日、(10)(11)の総合評価に向けて、ご意見を頂いたわけですが、4月1日付けの職員の人事異動に伴い、ごみ収集体制に欠員が生じたことから、もう1件委託を増やし、併せて(12)の総合評価を本年度に執り行いたいと考えております。</p> <p>このことにつきまして、門真市議会にかけてさせていただく予定としており、議決後は、本日、ご審議いただきました(10)(11)と同じ内容で</p>

<p>委員長</p>	<p>総合評価による業者選定を行っても宜しいかをお諮りいたします。</p> <p>なお、実施要領のところ、ご説明いたしましたように、本市の収集委託契約は「上限2契約まで」としておりますので、実施要領の表現を調整させていただき、委員の皆さまには(10)(11)(12)の3契約について、ご審議いただく予定です。ご審議の程、お願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局からご提案がありました「総合評価(12)を(10)(11)と同じ条件で執り行う」ことについて、質問やご意見はありますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、委員から出た修正点等は、事務局で取りまとめてください。</p>
<p>樋口(事務局)</p>	<p>事務局から連絡です。次回の日程調整につきましては、引き続きメールでお願いさせていただきたいと考えています。</p> <p>丸1日かかると思いますので、委員の皆さまのご都合がつく日程で調整したいと考えておりますので、ご協力の程、宜しくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ほかに、ご意見等がなければ、第1回委員会を閉会したいと思います。いかがですか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、平成29年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を閉会します。お疲れ様でした</p>